

監事監査報告書

平成30年5月14日

学校法人 天理よろづ相談所学園
理事長 奥村秀弘様

学校法人 天理よろづ相談所学園

監事 山口昌之

監事 村田治彦



私たち天理よろづ相談所学園の監事は、私立学校法第37条及び学校法人天理よろづ相談所学園寄附行為第16条の規定に基づき、同法人の平成29年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）に於ける学校法人の業務及び財産の状況について監査を行ないました。その結果を次のとおり報告いたします。

1. 監査方法の概要

私たちは、監査にあたり理事会に出席し理事等から業務その他の報告を聴取し、学校法人にとって重要な関係書類等を閲覧し、会計顧問である公認会計士及び監査人である独立公認会計士から会計及び財産の状況について説明を聴取するなど、本学校法人の業務及び財産の状況について意見を述べるにつき、必要な監査手続を実施しました。

2. 監査の結果

- (1) 理事の業務に関する決定若しくは執行は適正に行なわれ、また財産に関して不正の行為、又は法令若しくは寄付行為に違背する事実はないものと認めます。
- (2) 会計帳簿については必要な記載はすべて行なわれ、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書（内訳表含む。）及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表、基本金明細表を含む。）は財産目録の記載と一致し、一般に公正妥当と認められる学校法人会計の原則に従って作成されており、本学校法人の収支の状況及び財政状態を適正に表示しているものと認めます。

以上